

R2. 3. 30 自動車局環境政策課

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱等改正について

(主な改正内容)

1. 交付要綱

- ・ 交付申請等について、電子申請システム（J-Grants）による申請を行うことができる旨、及び電子申請システムにより行われた交付申請等に係る交付決定等の通知について電子申請システムにより行うことができる旨追記（改正後の第6条・第7条）
- ・ 申請書様式について、ハイブリッドトラック、天然ガストラック（事業Ⅲ）については、1台ごとの補助金交付額が定額であることから、申請書記載内容の簡素化のため、補助対象経費欄の記載不要である旨明確化（交付要綱様式）
- ・ その他所要の改正

2. 運用方針

- ・ 公募（事業計画書、交付予定枠申込書）に関しては、電子申請システム（J-Grants）による申請を行うことができる旨、及び電子申請システムにより行われた事業計画の認定及び交付予定枠の内定通知について電子申請システムにより行うことができる旨追記（3. 補助金交付に必要な手続き等（4）関係）
- ・ 電気バスの補助額について、補助対象経費×1/3とすることが適当ではない車両については、個別判断する旨追記。（5. 補助金の額等（2）事業Ⅰ関係）
- ・ 事業Ⅱの充電設備の工事費の上限額見直し（5. 補助金の額等（2）事業Ⅰ関係（3）事業Ⅱ関係）
※経産省「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金事業」との並び
- ・ 事業Ⅲの補助額を算出するための標準車両価格、差額の見直し
※販売各社へ調査の上決定。ハイブリッドバス等の補助額算出のためのディーゼルバスの標準車両価格、天然ガストラックとディーゼルトラックとの差額を見直し。
- ・ その他所要の改正

令和2年度自動車環境総合改善対策費補助金申請スキーム・日程

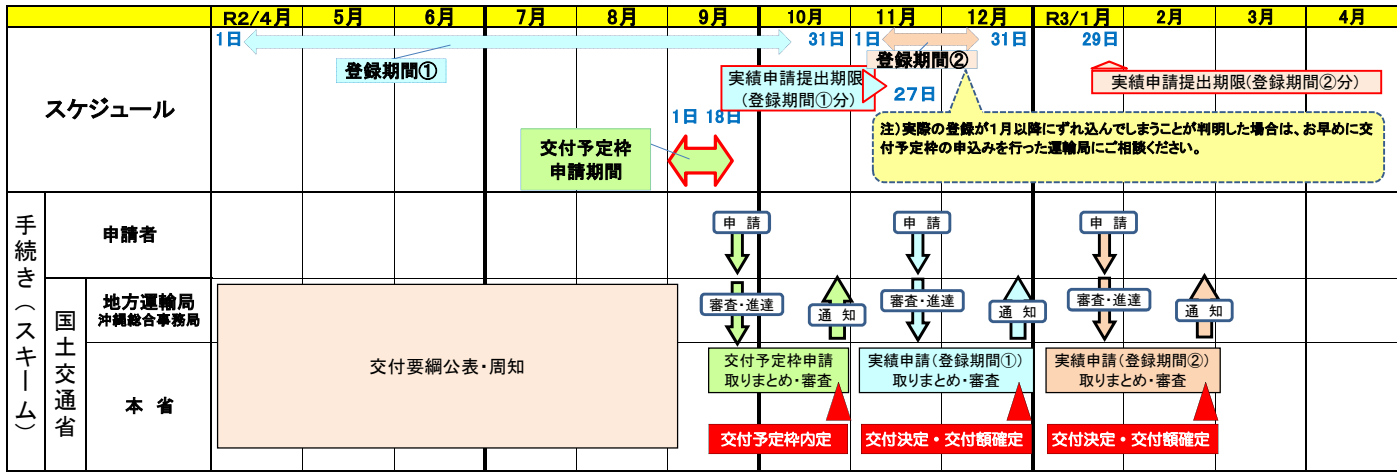
●事業Ⅱ(電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック、充電設備の導入)

●事業Ⅲ(ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラックの導入)

①登録後申請(実績申請)の場合 <<対象:補助対象自動車・設備を令和2年4月1日から12月31日までに導入(登録)される方>>

○手続きの流れ

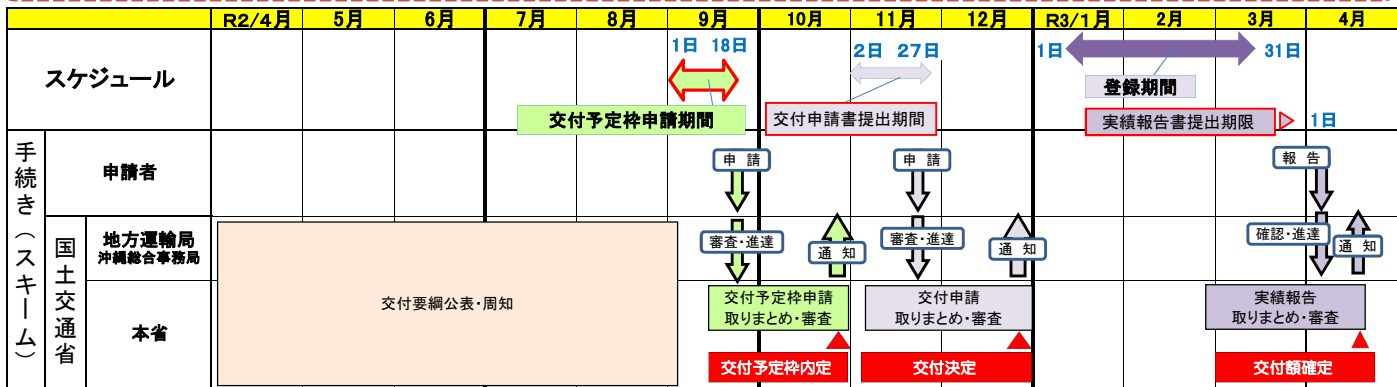
<p>(1) 補助金交付枠申請書の提出 <<運用方針第4-1~6号様式>> 補助金の申請をするには、補助対象自動車導入の前後にかかわらず、『補助金交付予定枠の内定』を受ける必要があります。 申請期間: 9/1(火)~9/18(金)</p>	<p>(2) 実績申請書の提出 <<交付要綱第2号様式>> 補助金交付予定枠の内定を受けた後は、補助対象自動車の登録時期①及び②に応じて、右記の期限までに実績申請書(交付申請兼実績報告書)を窓口へ提出して下さい。</p>	<p><登録時期> <提出期限> ① 4/1~10/31 11/27(金)まで ② 11/1~12/31 登録日から30日以内</p>
---	---	---



②登録前申請(通常申請)の場合 <<対象:補助対象自動車・設備を令和3年1月1日から3月31日までに導入(登録)される方>>

○手続きの流れ

<p>(1) 補助金交付枠申請書の提出 <<運用方針第4-1~6号様式>> 補助金の申請をされる方は、『補助金交付予定枠の内定』を受ける必要があります。 申請期間: 9/1(火)~9/18(金)</p>	<p>(2) 交付申請書の提出 <<交付要綱第1号様式>> 補助金交付予定枠の内定を受けた後は、以下の期限までに交付申請書を窓口へ提出して下さい。 提出期間: 11/2(月)~11/27(金)</p>	<p>(3) 実績報告書の提出 <<交付要綱第11号様式>> 補助金の交付決定通知を受け、補助事業(補助対象自動車の導入・登録)が終了した後は、以下の期限までに実績報告書を窓口へ提出して下さい。 提出期限: 登録日から30日以内又は令和3年4月1日のいずれか早い日まで</p>
---	--	--



令和2年度予算 512百万円

政府は省エネルギー、温室効果ガス(CO₂)排出削減等政府方針実現のため、次世代自動車の普及を促進

成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

運輸部門における省エネの推進 → 2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。

地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）

運輸部門におけるエネルギー起源CO₂削減 → 2030年度に2013年度比約28%減。

交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）

持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり → さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める

地域の計画と連携して、環境に優しい自動車の集中的導入や、買い替えの促進を図る事業を対象として支援を実施。車両価格低減及び普及率向上の実現により、段階的に補助額を低減。

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

概要	【第Ⅰ段階】	【第Ⅱ段階】	【第Ⅲ段階】
	市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達
補助上限	車両・充電設備等価格の1/3	車両・充電設備等価格の1/4～1/5	通常車両との差額の1/3
対象車両	燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティ 	電気タクシー、電気トラック(バン)、プラグインハイブリッドタクシー 	ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラック 

地域の計画と連携した取組みを支援するとともに、段階的に次世代自動車の本格的普及を実現